

運輸安全マネジメントに関する取り組み

臨港バスでは、全役職員が一丸となって
輸送の安全確保に取り組んでまいります



2019年7月
川崎鶴見臨港バス株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要かつ最優先であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。



2. 輸送の安全に関する目標および

自動車事故報告規則第2条に係る事故統計

2018年度の輸送の安全に関する目標

重大事故報告件数	0件
有責事故	10%削減
車両故障	対前年比3件削減

2018年度実績

重大事故	0件（対前年対比 △1件）
有責事故	43%増加
車両故障	33件（対前年対比 +11件）

2019年度の輸送の安全に関する目標

重大事故報告件数	0件
有責事故件数	30%削減
車両故障対前年比	10件削減

3. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 重点指導項目

- 車内人身事故防止
3秒ルールの更なる徹底
- 自転車乗りとの接触事故防止
- 公休日明けの運転士に対する点呼強化

(2) 輸送の安全に関する重点施策

- 関連法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- 管理の受委託にあたっては、委託者および受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

（３）安全運動

春の全国交通安全運動・夏の交通事故防止運動・車内事故防止キャンペーン、夏季の輸送安全総点検、秋の全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しています。

春・秋の全国交通安全運動期間中には各所轄の警察署から交通総務の係官を講師として招き、安全に関する講習会を開催し、事故防止に努めています。

また、同運動および年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に取締役社長以下役員による職場巡視を実施し、営業所職員に対し直接訓示し、安全運動の周知徹底を図っています。



（４）安全対策会議

社長をはじめ、役員全員出席による「安全管理委員会」を定期的（４・７・１０・１月）に実施し、社内の意思疎通を明確なものにするとともに、本社部門と現業部門による意見交換等を含めた「事故防止対策委員会」も定期的（奇数月）に開催して情報の共有化を図り、全社をあげて事故防止に努めています。



（５）安全推進フォーラム

年間計画に則り、社長および安全統括管理者が全営業所を巡回し、安全方針、会社方針に関する訓示を行うとともに、従業員から日々の安全運行に関する意見を聞く場を設けることにより、積極的に社内の意思統一を図っています。

2018年度の実施状況

営業所名	開催日
浜川崎営業所	2018年11月12日
神明町営業所	2018年11月09日
塩 浜営業所	2018年11月22日
鶴 見営業所	2018年11月05日
上平間営業所	2018年11月06日



（６）設備投資等

①乗合バス車両については、低公害・安全・バリアフリーに対応、新基準による国交省標準仕様ノンステップバス新型車３０両を導入。（うち４両をハイブリット車とし、更に環境に配慮しています。）



②乗合高速バスは２両、貸切バスは１両の新車を導入しました。乗合高速バスのうち１両はエレベーター付の車両を導入し、さまざまなお客様がバスをご利用できるようにバリアフリー化を推進しております。



乗合高速バス、貸切バスの新車は全て「流体式リターダー※１」「プロキシミティー・コントロール・アシスト※２」「車線逸脱警報装置」等の安全装置を装備しています。

※１ 流体式リターダー

安定して力強いブレーキトルクを発生する装置。

フットブレーキの使用頻度が少なくなり、運転士の疲労を軽減します。

※２ プロキシミティー・コントロール・アシスト

車間距離保持機能付オートクルーズに「自動停止・発進機能」が追加されたもの。特に高速道路における渋滞等に有効で、一時停止と発進を自動的に行い、前方者を追従するので運転士の疲労を軽減し、追突事故の抑制にも貢献します。

③新入運転士の教習時に個々の癖を（問題点）を明確にして、新入運転士自らが自身の癖を把握する事で理解度を高めさせるために安全運転訓練車を導入しました。安全運転訓練車にはアイマークレコーダーや車内安全確認ランプ・加速度センサー等を設置し、教習の「見える化」を図っております。運転士からは、「自分が気づかなかった癖やブレーキの感覚を知る事ができた」・「自分の目線が再確認できた」等の声がありました。

安全運転訓練車



アイマークレコーダー



車内確認ランプ



④バス後方の視認性を向上させるために２０１８年度の新車よりバックアイカメラを設置し後退時の安全確保および事故防止を図っております。

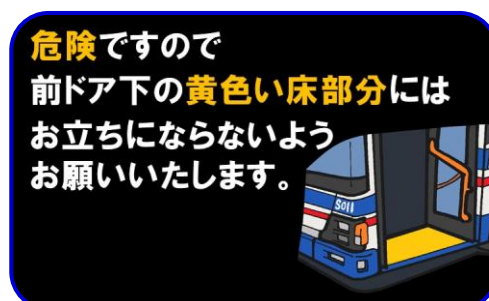
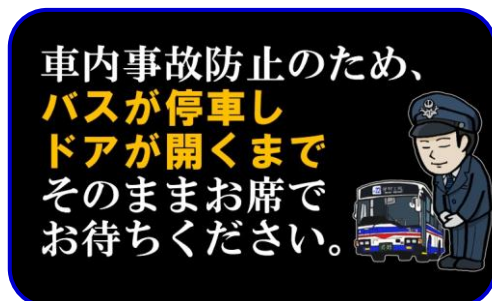


⑤２０１７年度より高輝度・省電力・長寿命タイプのLEDヘッドライトに換装し、夜間走行時の乗務員の視認性・被視認性の向上により安全性を更に高め、また、ヘッドライトの常時点灯を実施しております。

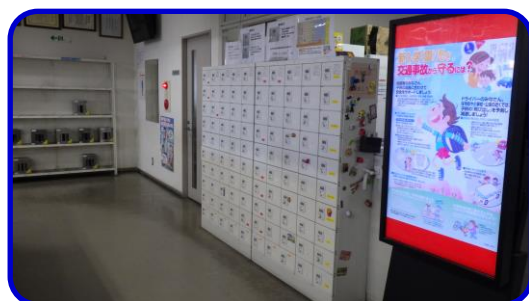


⑥車外の車や車内のお客様の動向等が記録できる常時記録型のドライブレコーダーの右後方カメラを全車に増設し、事故やヒヤリ・ハットの解析を向上させ事故防止に役立てています。更には、ウェアラブル・カメラを試験的に導入し、新人教習の際に自分の視線がどこにあるのか画像で振り返りを行なっています。

⑦バス車内に液晶表示機（OBC-VISION）を設置。大きく分かりやすい停留所案内などバリアフリーに配慮した表示内容のほか、車内事故を防止するため当社独自の注意喚起表示も導入しております。



⑧各営業所の点呼執行所付近にデジタルサイネージを設置し、事故防止に関する情報や各種通達を掲出し、効果的な情報共有と周知徹底を図っています。



⑨各営業所に貴重品・携帯電話やスマートフォン等を収納する貴重品ロッカーを設置し、乗務の際はバス車内に携帯電話やスマートフォン等を持ち込まないようにしております。

⑩事故・災害等緊急時の連絡体制強化のため、2017年2月に各営業所と本社、また、各営業所と連絡車との通信が可能なデジタルMCA無線を導入いたしました。

さらに、トンネル等でデジタルMCAの電波が途絶えたときには、LTE通信網に自動的に切り替わることで、電波空白地帯を解消するeプラスも備えています。なお、この機能は高速バスにも装備しております。

⑪従業員や来訪されたお客様が万一、心房細動等となった場合に救命救急処置を図るため、本社および各営業所にAED（自動体外式除細動器）を設置しております。

⑫2014年度より、バス車両については全車、任意保険契約の対人賠償を無制限に変更し、安全・安心度の向上を図っています。

(7) 健康管理

健康起因によるバス運行中止や事故を防止する為に、点呼執行時の乗務員への健康確認の他、乗務員は年2回の定期健康診断に加え、睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を定期的(3年に1回)に実施。同症の疑いのある乗務員には精密検査を実施し、要治療者は「CPAP治療」等により継続的な治療を産業医と連携して実施しています。

以前より定期的に「メンタルチェック」を実施してまいりましたが、2016年度からは、法改正により毎年実施することとし、カウンセラーへの気軽な相談体制も整え、従業員の心の健康づくりにも力を注いでいます。

2016年11月より、乗務員を対象に脳ドック検診(MR検査・頸動脈エコー・脳動脈硬化度検査)を開始しました。なお、脳ドック検診は2018年度より対象を全職種に拡大し実施しています。

4. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

※緊急連絡体制は、別紙のとおりです。

○経営者、現業部門

社長以下役員全員出席による「安全管理委員会」を定期的(4・7・10・1月)に実施。他に、経営者、本社役職者、現業部門(グループ会社の代表者含)の代表者によるグループ経営会議、運輸部として業務連絡会を毎月開催、毎月事故統計を作成して統括運行管理者会議を開催、情報の共有化を図り輸送の安全性の向上に努めています。

5. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

(1) 教育計画

年間計画を作成し、全乗務員の運転状況を実査するとともに、営業所単位で運輸規則に則った運行管理者による乗務員の教育指導を行います。

また、本社において、全営業所の管理者による事故防止会議を実施するほか、外部講師による管理者教育・乗務員教育を実施、外部の救急救命講習会に参加受講します。

○人事部門

安全マネジメント体制構築の一環として、メンタルヘルスケアの充実を図り理解を深めるために、専門講師を招いてセルフケアに関する研修を実施しました。



○運行管理者

外部講師による一般法令講習会や管理者講習、統括運行管理者会議（副所長会議）を開催し、事故防止に関する取組みの情報共有や運輸規則等の知識向上を図りました。また、営業所における安全指導P D C Aの取組みを向上させるために、講師を招き研修を実施しました。

各営業所では、管理者会議を開催し、輸送の安全性向上に努め、運行管理者の人材育成および指導力の強化を図っています。

運転未経験の管理者に対し、バスの運転特性を経験させるために自動車教習所を使用し運転教習を実施しています。



○運転士

年間事故防止計画に従い、全運転士に対して2か月に1回、業務懇談会を開催しております。運輸規則に則した運転士の指導として、定期的に安全に対する教育項目について周知・徹底・強化を図り、より確実に実施するため、重点実施項目を設定し、問題点に対し重点指導を実施。さらに添乗によりその指導効果を検証し、検証結果を運転士にフィードバック指導することにより指導効果の検証を図っております。

外部講師に依頼して行う教習は、事故再発防止研修は継続実施し、新たに好事例共有会を開催し運転士の模範的な対応について、情報共有を図りサービスの向上に努めております。

さまざまなお客様が安心してバスをご利用できるようにサービス介助士の資格取得を推進しました。社内研修の中でも高齢者疑似体験セットを使用した体験会を行い安全運行に対する意識向上を図っております。

7月にはより安全・安心なバス運行のための運転士のモチベーションの向上と共に、全社的な安全意識の高揚を図るために安全運転コンテストを開催しました。



経験の浅い（入社後１年）運転士を対象に、安全意識や危険予知能力を高める目的で、本社担当者による巡回教育を実施していきます。

○テロ・バスジャック対策訓練

警察、消防関係および自治体等と協力し、重大事故やテロ・バスジャック対策訓練を実施し、対応連携の確認および情報共有の強化を図ると共に迅速な対応が図れるような教育を行ないます。



○救急救命講習会

川崎市消防局で行われる普通救命講習、日本赤十字社神奈川県支部で行われる救命救急法安全講習会に管理者・乗務員を参加させています。

２０１８年７月に開催した安全運転コンテストにおいても、参加運転に対し応急手当普及員による普通救命講習や心肺蘇生法講習会を開催しています。



6. 輸送の安全にかかわる内部監査結果及びそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運輸安全マネジメントに則り、各事業所において安全管理体制の「適合性」「有効性」が確保され機能しているかを確認するため内部監査を実施。また、監査結果を受けた改善状況を把握するため確認監査も実施しました。

安全統括管理者は、前項の内部監査が終了後、監査結果に改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに会社役員に報告するとともに、必要に応じ輸送の安全の確保のための方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じてまいります。

内部監査の結果として、バス運転士の充足数を上げる為、平日夜間や休日にも会社説明会・採用試験を実施し、更なる募集強化を行いました。

7. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 取締役運輸部長 入 野 晴 朗
(選任年月日 2018年6月21日)

8. 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全性の向上を目的として取り組んだ「新車購入、車両修繕費および安全装置の設置など」を金額に示しますと、次のとおりとなります。

【2018年度・・・1,115,045千円(実績)】

【2019年度・・・1,098,368千円(予算)】

9. 関東運輸局による行政処分

(1) 鶴見営業所

①輸送施設の使用停止及び付帯命令書の交付日 2017年9月5日

②行政処分内容 輸送施設の使用停止20日車

③違反条項 平成29年3月7日・8日、監査を実施。

1件の違反が認められた。

(1)運転者に対する指導監督義務違反

(運輸規則第38条第1項)

(2) 塩浜営業所

①警告書の交付日 2019年3月19日

②行政処分内容 改善報告書の提出

③違反条項 平成31年2月19日、監査を実施。

1件の違反が認められた。

(1)運転者に対する指導監督義務違反

(運輸規則第38条第1項)

10. その他安全に関するお客様への広報や地域社会への貢献等の一例

各営業所において、バスの乗り方、職業体験、車椅子体験学習等(地域の小学生・中学生・高校生・大学生・介護施設の方)を2018年度は19回開催いたしました。

1 1. 一般貸切旅客自動車運送事業について

- (1) 許可年度 昭和25年7月3日
- (2) 許可された条件の内容 営業区域：神奈川県、東京都（大田区）
- (3) 営業所名称（以下）・所在県 神奈川県
浜川崎営業所・神明町営業所・塩浜営業所・鶴見営業所
- (4) 神奈川県バス協会加入
- (5) 安全マネジメント評価
過去3年間は実施無し

(参考)貸切バス事業者安全性評価認定制度による評価結果

平成26年度～ 二ツ星 ☆☆
平成28年度～ 三ツ星 ☆☆☆
平成30年度～ 三ツ星 ☆☆☆

(6) 安全マネジメント認定セミナー受講状況

平成27年度	4名受講	平成29年度	1名受講
平成28年度	2名受講	平成30年度	4名受講

2019.3.31現在

川崎鶴見臨港バス株式会社				車 齢	浜川崎 営業所	神明町 営業所	塩 浜 営業所	鶴 見 営業所
車 両 の 情 報	大 型	車数(台)			1	1	4	1
		年式(年)※ 備考	最古	10年6ヶ月	—	—	—	—
			最新	0年7ヶ月	—	—	—	—
		平均車齢		4年11ヶ月	—	—	—	—
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)			1	1	4	1
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)			1	1	4	1
		ASV 搭載車導入数(台)			0	0	2	0
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		ASV 搭載車導入率(%)			0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
		主な運行の態様			観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)
	中 型	車数(台)			0	0	0	0
		年式(年)※ 備考1	最古	—	—	—	—	—
			最新	—	—	—	—	—
		平均車齢		—	—	—	—	
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)			—	—	—	—
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)			—	—	—	—
		ASV 搭載車導入数(台)			—	—	—	—
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)			—	—	—	—
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)			—	—	—	—
		ASV 搭載車導入率(%)			—	—	—	—
		主な運行の態様			—	—	—	—
	小 型	車数(台)			0	0	2	0
		年式(年)※ 備考1	最古		—	—	—	—
			最新	4年7ヶ月	—	—	—	—
		平均車齢		4年7ヶ月	—	—	—	—
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)			—	—	2	—
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)			—	—	0	—
		ASV 搭載車導入数(台)			—	—	0	—
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)			—	—	100.0%	—
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)			—	—	100.0%	—
		ASV 搭載車導入率(%)			—	—	0.0%	—
		主な運行の態様			—	—	学校・企業等送 迎・行事輸送	—
	任意保険加入状況			対人 無制限	対人 無制限	対人 無制限	対人 無制限	
				対物300万円	対物300万円	対物300万円	対物300万円	

安全管理規程

2006年10月 1日制定
2008年 6月30日改定
2013年 9月 1日改定
2013年12月 1日改定
2015年 7月 9日改定
2016年 1月21日改定
2018年 6月21日改定
2019年 6月24日改定

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要かつ最優先であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全管理委員会)

第8条 輸送の安全を確保するため、会社は、社長を委員長とし、常勤取締役を委員とする安全管理委員会を設置する。

- 2 本委員会は、運輸安全マネジメントに関する重要事項及び事故防止対策を決定・実施する。
- 3 事務局は、運輸部安全管理課とし、安全統括管理者が統括する。
- 4 本委員会は、別表3記載の各会議体を統括する。

(社内組織)

第9条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 取締役運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し安全管理課長を指揮監督する。
- 3 安全管理課長は別表1に定めた社内組織により安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 4 営業所長は、別表1に定めた社内組織により安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保・バス運転に関する事項および使用車両の整備管理に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別表1に定めた組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）

第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。

- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善について、措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第14条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表2に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者

として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 輸送の安全性向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故速報、その他安全に関する情報について、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第19条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

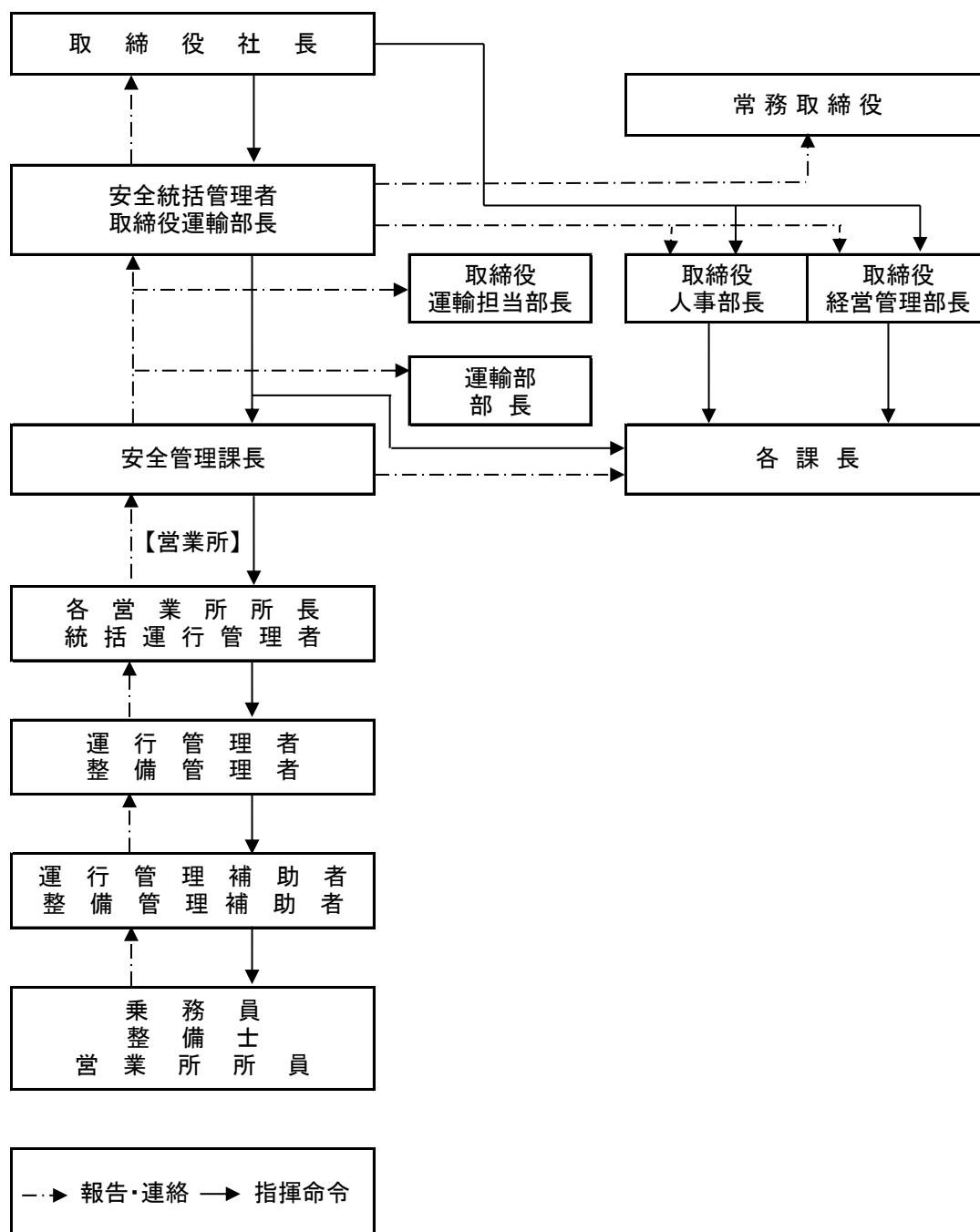
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

川崎鶴見臨港バス株式会社

安全管理体制組織図

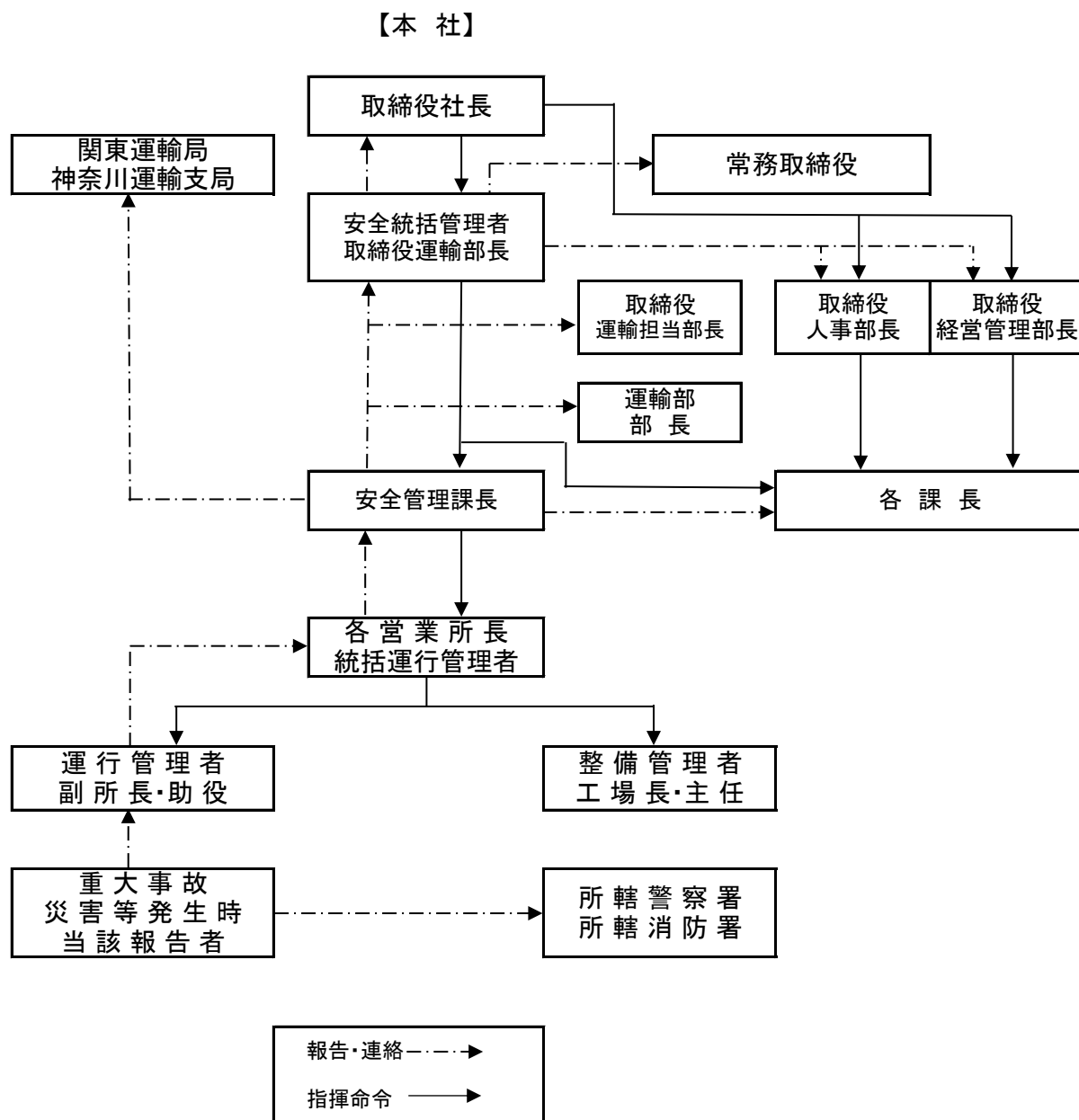
【本 社】



事故・災害等に関する報告連絡体制

川崎鶴見臨港バス株式会社

重大事故・災害等発生時の連絡体制図



臨港バス運輸安全マネジメント体制組織図

